

地对財特法期限後の事業等の見直し状況について

平成 1 9 年 2 月

<資料目次>

1.	関連事業等について	・・・	1
	(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金	・・・	2
	(2) 未利用地・建物等の使用	・・・	16
	(3) 特別な優遇措置等	・・・	20
2.	政策的な課題の解消について	・・・	23

1 関連事業等について

(1) 委託事業・補助金・貸付金・分担金

方針との整合性 ◎:平成18年度末で全ての見直しが完了するもの
○:平成19年度以降も一部見直しが残るもの
◇:平成19年度以降も引き続き見直しを行うもの

〔1〕 委託事業

(1) 本市が委託している事業

①地域内施設

指定管理施設（人権文化センター、青少年会館、老人福祉センター、障害者会館）

	局名	所管課	事業名称	方針	見直し状況	方針との整合性	備考
1	市民局	人権室	人権文化センター管理運営業務	東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 次期指定管理期間に向けて、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照	◇	
2	健康福祉局	障害施設課	障害者会館管理委託	現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、(1) 公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。(2) 民間法人へ移管する。の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照	◇	
3	健康福祉局	いきがい課	代行型老人福祉センター管理運営	地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照	○	
4	教育委員会事務局	社会教育課	青少年会館管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する。 青少年会館においてこれまで実施してきた 不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり 青少年体験学習 若年層職業観育成・社会参加支援 の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「(仮称)子ども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 <ul style="list-style-type: none"> その他については、本市の事業としては廃止する。 また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。 なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。	※別紙「政策的な課題の解消について」参照	○	

〔1〕 委託事業

(1) 本市が委託している事業

①地域内施設

指定管理施設以外

	局名	所管課	事業名称	方針	見直し状況	方針との整合性	備考
1	健康福祉局	いきがい課	住吉老人福祉センター管理運営	平成18年8月末条例廃止 施設については、有効活用を図るため高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、空きスペースを利用して小規模多機能型居宅介護支援事業を実施する。	・18年8月末をもって施設としては条例廃止。 ・19年度は、高齢者の自主的な活動の場として利用に供するとともに、空きスペースを利用して小規模多機能型居宅介護支援事業を実施する。	◎	
2	経済局	都市産業課	久保吉工場アパート管理業務委託	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。	工場アパート管理業務委託については、入居者の使用実態を平成18年度中に把握し、平成19年4月1日を目処に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、平成19年度中にその方策を決定する。	◇	
3	経済局	都市産業課	木津川工場アパート管理業務委託			◇	
4	経済局	都市産業課	浪速東工場アパート管理業務委託			◇	
5	経済局	都市産業課	第2浪速東工場アパート管理業務委託			◇	
6	経済局	都市産業課	第3浪速東工場アパート(北)管理業務委託			◇	

7	経済局	都市産業課	第3浪速東工場アパート (南)管理業務委託	現在、入居者の使用実態を把握中。平成19年4月1日を目途に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、19年度中にその方策を決定する。	工場アパート管理業務委託については、入居者の使用実態を平成18年度中に把握し、平成19年4月1日を目処に賃料を見直したうえで、19年度中に管理方法について精査し見直す。 併せて、施設のあり方についても見直すこととし、平成19年度中にその方策を決定する。	◇	
8	経済局	都市産業課	浪速西工場アパート 管理業務委託			◇	
9	経済局	都市産業課	第2浪速西工場アパート 管理業務委託			◇	
10	経済局	都市産業課	出城東工場アパート 管理業務委託			◇	
11	経済局	都市産業課	矢田資源再生共同作業場管理・運営業務委託	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。	◇	
12	経済局	都市産業課	浅香資源再生共同作業場管理・運営業務委託	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。		◇	
13	都市環境局	大気騒音担当	矢田資源再生共同作業場管理・運営業務委託	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。	◇	
14	都市環境局	大気騒音担当	浅香資源再生共同作業場管理・運営業務委託	委託契約の内容を精査し、遅くとも19年度中に適切な管理形態を決定し、20年度から実施する。		◇	

〔1〕 委託事業

(1) 本市が委託している事業

②人権協会委託事業（①の地域内施設の委託事業を除く）

	局名	所管課	事業名称	方針	見直し状況	方針との整合性	備考
1	市民局	人権室	人権フォトコンテスト等の市民参加型啓発事業委託	平成19年度は、人権フォトコンテスト事業実施にあたっては、入札またはプロポーザル方式により実施する。 市内全体で実施している事業については、類似した事業と整理統合し、その他の事業については、人権文化センターの館事業と整理統合し、平成19年度予算に反映する。	人権フォトコンテスト事業については、全市展開事業に位置付け、事業の実施にあたっては、入札・プロポーザル方式により実施する。 市内全体で実施している事業及び人権文化センターの館事業と類似している事業については、18年度末で廃止。	◎	
2	市民局	人権室	地域啓発推進事業	人権文化センターの館事業と整理統合し、平成19年度予算に反映する。	19年度から情報発信に係る事業については、人権文化センターの啓発事業の中へ整理統合する。 それ以外の事業は18年度末で廃止。	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
3	市民局	人権室	人権文化センター情報通信技術（IT）講習	平成18年度末で廃止する。	18年度末で廃止	◎	
4	市民局	人権室	人権尊重のまちづくり地域住民参加型事業	平成18年度末で廃止する。	18年度末で廃止	◎	

5	健康福祉局	保育運営課	公立保育所環境整備業務委託	平成18年9月末で環境整備事業委託を廃止。	18年9月末で委託を廃止 (清掃パートを直接雇用して対応)	◎	
6	健康福祉局	保育運営課	公立保育所給食内容充実事業委託	公立保育所給食内容充実事業委託については平成18年度末で廃止する。なお、大阪市人権協会職員の雇用問題については別途検討する。	18年度末で廃止 (本市職員である技能職員で対応)	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
7	健康福祉局	健康づくり推進課	老人健康相談事業	平成18年度末をもって事業を廃止する。雇用については別途検討する。	18年度末で廃止 (介護予防事業一般高齢者施策に移行後、事業終了)	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
8	健康福祉局	いきがい課	老人クラブ活動援助事業	今日的に必要性が薄れてきていることから、当該事業については平成18年度末をもって廃止する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。	18年度末で廃止	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
9	健康福祉局	いきがい課	軽費老人ホームB型入所者日常生活支援事業	当該事業について廃止し、軽費老人ホームの施設運営のあり方と合わせて平成18年度中に、今後のあり方を決定する。なお、大阪市人権協会の職員については別途検討する。	18年度末で廃止	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
10	健康福祉局	いきがい課	高齢者総合相談事業	地域老人福祉センターとしての事業は、平成18年度末をもって廃止する。なお、各区老人福祉センターにおいて実施している事業については引き続き実施する。	18年度末で廃止 (地域老人福祉センター実施分)	◎	
11	健康福祉局	いきがい課	高齢者パソコン講習事業	地域老人福祉センターとしての事業は平成18年度末をもって廃止する。なお、各区老人福祉センターにおいて実施している事業は引き続き実施する。	18年度末で廃止 (地域老人福祉センター実施分)	◎	
12	健康福祉局	地域福祉課	地域生活支援事業	社会福祉協議会に事業と整理統合するために、平成18年度中に関係先と調整する。雇用については別途検討する。	現在、社会福祉協議会事業と統合に向け、関係先と調整中	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)

13	健康福祉局	児童福祉課	子育て支援講座等交流事業	本事業は、平成14年度から3年間実施した「保育・子育て支援モデル事業」を継承・発展させて実施しているものであるが、平成18年度からは各区子ども・子育てプラザにおいて、子育て活動支援事業を実施することとなったため、プラザの後方支援機能をもつ子育ていろいろ相談センターとの事業統合に向け、平成18年度中に市社協と調整する。雇用については、別途検討する。	当該事業と教育委員会所管の子どもとおとなのための地域共育事業の子育て支援に関する事業部分を整理統合し、各区の子育て活動支援事業を後方支援委託予定の団体に事業説明	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
14	教育委員会事務局	社会教育課	子どもとおとなのための地域共育事業	1) 子育て支援に関する事業部分(子育て・親育ち講座、子育て経験交流会) ・平成19年度を目途に、健康福祉局所管の子育て支援講座等交流事業との整理統合を図る。 2) 自主学習・習慣づくり部分 ・学習意欲の向上と学習習慣の定着をめざし、学校内等に自主学習の場を設けるなど、拠点を限定せず全市的な展開を目指した事業として、平成19年度予算に反映させる。 3) 子どもとおとなのための地域共育プログラム研究開発部分 ・平成19年度から廃止。	1) 子育て支援に関する部分は、健康福祉局所管の子育て支援講座等交流事業と整理統合を図る。 委託予定の団体に事業説明 2) 自主学習習慣づくり支援部分は、指導部所管の放課後チャレンジ教室事業に整理統合する。 放課後チャレンジ教室24校から48校に拡充予定 3) 子どもとおとなのための地域共育プログラム研究開発事業部分については廃止予定。	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
15	教育委員会事務局	社会教育課	若年者再学習・職業観育成地域事業	青少年会館において実施してきた「若年層職業観育成・社会参加支援」事業との統合を図り、平成19年度から、局事業として全市的に実施する。	青少年会館で実施してきた若年層職業観育成・社会参加支援事業との統合を図り、平成19年度から全市的に実施する。 「こども青少年局において実施予定」	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
16	教育委員会事務局	社会教育課	男女共同参画社会づくりに向けた地域教育事業	平成19年度を目途に、市民局男女共同参画事業との整理統合を図る。	18年度末で廃止	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
17	教育委員会事務局	学務課	進路選択支援事業	各中学校の進路指導の充実や区役所等での相談機能との連携を強化するとともに、市において奨学金説明会、相談業務を平成19年度から実施する。	18年度末で委託事業としては廃止する。 19年度より全市展開する事業として再構築し、本市において事業を実施する。具体的には、 ①各種奨学金制度活用に係る電話相談・窓口相談の実施。 ②各区民センター等での奨学金制度説明会・相談会の実施。 ③奨学金パンフレット等を作成し、制度の周知及び、各学校での進路指導の充実を図る。	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)

〔1〕 委託事業

(1) 本市が委託している事業

③その他

	局名	所管課	事業名称	方針	見直し状況	方針との整合性	備考
1	市民局	人権室	人権教育・啓発プログラム開発事業	平成18年度をもって廃止する。	18年度末で廃止	◎	
2	市民局	人権室	人権教育啓発事業	委託内容を精査し、効果的な事業内容を検討するとともに、平成19年度の事業実施にあたっては、入札・プロポーザル方式により実施する。	18年度末で廃止	◎	
3	健康福祉局	障害施設課	理学療法士・作業療法士派遣事業委託	障害者会館のあり方と併せて、平成18年度に今後の事業のあり方について検討し、方針を出す。	平成18年12月に、障害者会館のあり方を検討する場を設置し、障害者会館で実施している事業の検証・検討（理学療法士・作業療法士派遣事業を含む）を進めており、平成18年度中に方針を出す。 検討にあたっては、障害者福祉に関する学識経験者や障害者団体代表、障害者会館関係者及び利用者の意見も聴きながら進めている。	◇	
4	健康福祉局	運営課	十三市民病院外周管理業務	平成19年度清掃業務委託契約に含めてWTOに基づく一般競争入札をする。	19年度より清掃業務委託契約に含めてWTOに基づく入札をする。	◎	
5	健康福祉局	運営課	十三市民病院免震階清掃業務	平成19年度清掃業務委託契約に含めてWTOに基づく一般競争入札をする。	19年度より清掃業務委託契約に含めてWTOに基づく入札をする。	◎	
6	建設局、市民局、計画調整局、健康福祉局、経済局、都市環境局、住宅局、ゆとりとみどり振興局、教育委員会事務局、交通局		密集市街地まちづくり相談事務所管理運營業務委託(関係9局で負担)	平成18年9月末をもって委託業務を廃止した。 (平成18年6月 事務所閉鎖)	18年9月末で委託業務を廃止 (18年6月事務所閉鎖)	◎	

〔1〕委託事業

（2）外郭団体等団体自身が行った委託事業

局名	団体名	番号	委託契約名	方針	見直し状況	方針との整合性	備考
市長室	(財)大阪国際交流センター	1	姉妹都市交流促進事業に関する業務委託 ⇒「関西研修センター研修生との国際交流促進協議会」への協賛金	平成18年度より廃止。	18年度から廃止済み	◎	
市民局	(社)大阪市人権協会	2	浪速老人福祉センター電気・機械及び給湯設備の運転保守管理	競争入札の実施について、地域老人福祉センターのあり方とあわせて検討する。	19年度より競争入札を実施	◎	
		3	浪速老人福祉センター冷暖房シーズンイン・シーズンオフ点検調整整備	競争入札の実施について、地域老人福祉センターのあり方とあわせて検討する。	19年度より競争入札を実施	◎	
		4	矢田老人福祉センター電気設備・空調関係機器保守点検整備業務委託	競争入札の実施について、地域老人福祉センターのあり方とあわせて検討する。	19年度より競争入札を実施	◎	
財政局	(株)大阪市開発公社	5	加島駐車場の清掃業務委託契約	平成19年度より競争入札を実施する。	19年度より競争入札を実施	◎	
住宅局	大阪市住宅供給公社	6	市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託契約	住宅管理事業については、必要な業務を精査の上、平成19年度から公社に整理・統合する。 (なお、委託事業の廃止に伴う雇用対策については、市全体の方針に従い、別途に対応する。)	業務委託を廃止し、19年度からの公社への整理・統合に向け取り組んでいる。	◎	(※職員の雇用問題については、別紙「政策的な課題の解消について」参照)
		7	市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約	住宅付帯駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。 使用料金については、平成19年度には、他の市営住宅における付帯駐車場と同額になるようにする。また、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。	・住宅付帯駐車場の管理については、全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。 ・市営住宅付帯駐車場の料金改定に17年度から着手し19年度中に完了する。 ・18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保することにより、管理経費を大幅に削減し、料金改定とあわせて市への納付金の増額に取り組んでいる。	○	
交通局	(財)大阪市交通事業振興公社	8	我孫子用地の保安管理業務	平成18年6月末をもって監理団体への委託契約を見直し、直営業務とした。	18年6月末で委託業務を廃止(18年7月より直営業務)	◎	

〔2〕 補助金

(1) 市単独補助金

番号	所 管	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	方 針	見直し状況	方針との 整合性	備考
1	健康福祉局 いきがい課	生きがい活動事業補助金	(社福) リベルタ	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい活動事業補助金については、平成18年度末をもって廃止する。 ・雇用問題解決に向けての暫定的な措置を講じる。 	◎	全ての事業について本市の補助金見直しの中で検討している。 全ての事業の積算内訳について情報公開済み
2	健康福祉局 いきがい課	老人福祉センター運営助成 (飛鳥老人福祉センター運営補助)	(社福) ともしび福祉会		<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター運営助成補助金については、平成18年度末をもって廃止する。 ・雇用問題解決に向けての暫定的な措置を講じる。 	◎	
3	健康福祉局 いきがい課	飛鳥老人福祉センター建設借入金償還補助			※備考参照	◇	
4	健康福祉局 いきがい課	高齢者のための総合相談事業補助金			18年度末で廃止	◎	
5	健康福祉局 いきがい課	高齢者就労的生きがいづくり活動支援事業 (就労的生きがいづくり活動支援事業)	事業化グループの代表者		※備考参照	○	
6	健康福祉局 健康政策課	大阪地域医療ケア研究大会補助金	大阪地域医療ケア研究会		18年度から廃止済み	◎	
7	教育委員会事務局 教育センター	大阪市人権教育研究協議会補助金	大阪市人権教育研究協議会		18年度末で廃止	◎	
8	教育委員会事務局 管理課	大阪市立高等学校人権教育研究会補助金	大阪市立高等学校人権教育研究会		18年度末で廃止	◎	

〔2〕 補助金

(2) 府(府下市町村含む)とともに対応している補助金

番号	所 管	事業名 (支出名称)	交付先 (支出先)	方 針	見直し状況	方針との 整合性	備考
1	市民局 雇用・勤労施策室	就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業	(社)おおさか人材雇用開発人権センター	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	※備考参照	◇	全ての事業について本市の補助金見直しの中で検討している。 全ての事業の積算内訳について情報公開済み。
2	市民局 人権室	人権情報収集・提供事業補助金	(社)部落解放・人権研究所		※備考参照	◇	
3	市民局 人権室	部落史編纂事業補助金	(社)部落解放・人権研究所		※備考参照	◇	
4	市民局 人権室 教育委員会事務局社会教育課 健康福祉局	大阪人権博物館運営費補助金	(財) 大阪人権博物館		経費分担を整理し、市民局1局に整理統合	○	
5	健康福祉局 児童指導課	大阪保育子育て人権情報研究センター補助金	大阪保育子育て人権情報研究センター		※備考参照	○	
6	健康福祉局 地域福祉課 (経済局、教育委員会)	大阪地域職業訓練センター事業補助金 ((財) 大阪生涯職業教育振興協会運営補助金)	(財) 大阪生涯職業教育振興協会		経費分担を整理し、市民局1局に整理統合する。	○	
7	健康福祉局 地域福祉課	大阪地域職業訓練センター福祉民生施策事業補助金	大阪地域職業訓練センター福祉民生施策連絡協議会等		※備考参照	◇	
8	健康福祉局 障害施設課	大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金 (大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助)	大阪府人権福祉施設連絡協議会		経費分担を整理し、分担金として市民局1局に整理統合	◎	
9	健康福祉局 障害福祉課	重度知的障害者自立就労訓練等事業補助金	(社福)大阪府総合福祉協会		18年度末で廃止	◎	
10	健康福祉局 いきがい課	大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金 (大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助)	大阪府人権福祉施設連絡協議会		経費分担を整理し、分担金として市民局1局に整理統合	◎	
11	経済局 都市産業課	アルフィック大阪事業補助金	(財)大阪皮革産業会館		※備考参照	◇	
12	経済局 都市産業課	地域産業振興調査・研究事業補助金	大阪府商工会連合会		※備考参照	◎	
13	経済局 企業支援課	人材育成事業推進員設置費等補助金	(財)大阪生涯職業教育振興協会		※備考参照	◇	
14	経済局 企業支援課 (健康福祉局、教育委員会)	大阪地域職業訓練センター事業補助金 (A' ワーク創造館事業補助金)	(財)大阪生涯職業教育振興協会		経費分担を整理し、市民局1局に整理統合	○	
15	都市環境局 大気騒音担当	化製場集約化対策事業補助金	大阪ハイプロテイン協業組合		※備考参照	◇	
16	教育委員会事務局社会教育課 (経済局・健康福祉局)	大阪地域職業訓練センター事業補助金 ((財) 大阪生涯職業教育振興協会運営補助金)	(財)大阪生涯職業教育振興協会		経費分担を整理し、市民局1局に整理統合	○	
17	教育委員会事務局社会教育課	おおさか識字日本語センター事業補助	おおさか識字日本語センター		※備考参照	◇	

番号	所 管	事業名（支出名称）	交付先（支出先）	方 針	見直し状況	方針との 整合性	備考
18	教育委員会事務局社会教育課	大阪地域職業訓練センター教育推進事業補助	(財)大阪生涯職業教育振興協会	廃止するものや経費 負担を整理するもの については、スケ ジュールを明確にし て実行するととも に、全てについて本 市の補助金見直し の中で検討し、積算 内訳について情報公開 する。	※備考参照	◇	全ての事業につ いて本市の補助 金見直しの中で 検討している。
19	教育委員会事務局社会教育課	大阪府青少年会館等教育施設連絡協議会補助 金	大阪府青少年会館等教育施設連 絡協議会		18年度末で廃止	◎	全ての事業の積 算内訳について 情報公開済み。

〔3〕貸付金

番号	所 管	事業名（支出名称）	方 針	見直し状況	方針との整合性	備考
1	経済局 金融課	大阪府地域支援人権金融公社貸付金	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済されているので、今後も着実に返済を求める。	返済計画に基づいて返済されている 今後も確実に返済を求める	○	
2	経済局 商業振興課	部落解放消費生活協同組合貸付金	貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済中であり、今後も着実に返済を求める。	返済計画に基づいて返済中 今後も確実に返済を求める	○	
3	健康福祉局 健康政策課	芦原病院貸付金	貸付金廃止 医療法人「弘道会」へ事業譲渡（平成18年4月1日）	平成17年度から新規貸付なし 浪速医療生活協同組合については、破産手続き中	◎	
4	健康福祉局 地域福祉課	大学奨学金事業	回収について引き続き取り組む。 今年度中に債権・債務状況を精査し、その結果を踏まえて厳正に債権処理を行うなど抜本的な方策を立てる。	現在、全債務者の所在確認等、現況調査を実施中。返還決定者には、引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、一括処理に向けた債権放棄等を行うための課題整理を行う。	◇	
5	健康福祉局 地域福祉課	同和更生生業資金（回収事務）	回収について引き続き取り組むとともに、回収不能分については計画的に債権処理の措置を講じる方向で検討中。今年度中に今後の方針を立てる。	現在、全債務者の所在確認等、現況調査を実施中。その結果を踏まえて、今年度中に今後の方針を立てる。	◇	
6	教育委員会事務局 学務課	高等学校等奨学金	高校奨学金については、返還決定者には引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に償還免除としてきた貸与者には平成18年度中に、一括処理の措置を講じる。	現在、全債務者の所在確認等、現況調査を実施中。返還決定者には、引き続き返還を求めていくとともに、卒業時に実質的に返還免除としてきた貸与者については、一括処理に向けた債権放棄等を行うための課題整理を行う。	◇	

〔4〕 分担金

番号	所管	事業名 (支出名称)	公布先 (支出先)	方針	見直し状況	方針との 整合性	備考
1	市民局 人権室	大阪府人権福祉施設連絡協議会 会分担金	大阪府人権福祉施設連絡協議会	廃止するものや経費分担を整理するものについては、スケジュールを明確にして実行するとともに、全てについて本市の補助金見直しの中で検討し、積算内訳について情報公開する。	経費分担を整理し、市民局に整理統合	◇	全ての事業について本市の補助金見直しの中で検討している。全ての事業の積算内訳について情報公開済み。
2	市民局 人権室	(財)大阪府人権協会分担金	(財)大阪府人権協会		※備考参照	◇	
3	市民局 人権室	国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議分担金	国際人権大学院大学(夜間)の実現をめざす大阪府民会議		※備考参照	◇	

(2) 未利用地・建物等の使用

(2) 未利用地、建物等の使用

《方針》 未利用地・建物等の使用について、引き続き活用を図っていくものについては、他の同種の利用条件との均衡を図るとする委員会の提言に沿って、平成19年度以降、着実に対応していくこととし、明渡しや原状回復等を求めるものについては、18年度末を目途とし速やかに対応する。

a. 未利用地等の使用について

分類	利用状況	平成18年7月現在の状況	調査・監理委員会の提言	方針	進捗状況	件数
地域コミュニティ関係	農菜園 ゲートボール場 スポーツ広場等	・無償貸与 ・地域人権協会等	・無償貸与 ・地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する ・利用者選定の公平性・透明性の確保	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	・利用実態に応じた位置付けと契約のあり方について検討中 ・うち1件は管理手続きの変更について相手方と合意済	7件
駐車場関係	有料駐車場 事業用駐車場	・無償貸与 一部は減免あり ・法人等	・駐車場の必要性精査 ・無償のものは有償化 ・減額を認めるものは基準を明確にする	・利用者より使用料を徴収する有料駐車場については、19年度から有償化に向けた検討を行う ・減免を認めるものは、19年度より全市的な考え方との整合性をはかる	・有料駐車場については有償化に向け検討中 ・うち1件は有償化で契約済 ・うち1件は減免率見直し済	5件
	来館者用駐車場(福祉施設等)	・無償貸与 ・運営法人	・駐車場の必要性精査(基準以上のものは有償化) ・無償貸与 (但し、全的に同種他施設が有償化されれば、同時期に有償化) ・利用者が無料で使用できるものに限る	・18年度中に駐車場の必要性の精査をおこなったうえで、利用者が無料で使用できるもの限り、土地について無償貸与とするが、基準以上のものについては、有償化の方向で関係先と協議を進める	・基準以上のものは有償化する方向で検討中 ・うち1件は有償化済	2件
	来館者用駐車場(公共施設)	・無償貸与	・駐車場の必要性精査 ・無償(暫定利用の位置付け) ・利用者が無料で使用できるものに限る	・18年度中に駐車場としての手続きを行う	・駐車場としての使用承認等の手続きを進めている ・うち3件は手続き完了	4件
利用廃止等の手続きを進めているもの			・手続きを進める	・18年度末を目途に手続きを進める	・利用廃止等の手続きを進めている ・うち3件は利用廃止済、1件は18年度中に廃止予定	8件
不正・無断使用関係			・期限を定めて明渡しを求める ・応じなければ法的措置	・18年度末を目途に明渡しを求める、 ・応じなければ法的措置を講ずる	・18年度末を目途に明渡しを求めている ・うち12件が明渡し済、2件は法的措置検討中	18件

a. 未利用地等の使用について 合計 44件

b. 建物・用地等の使用貸借等について(1/2)

分類	利用状況	平成18年7月現在の状況	調査・監理委員会の提言	方針	進捗状況	件数
地域コミュニティ関係	老人憩の家	・無償貸与 ・地域人権協会	・無償貸与 ・地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する	・19年度より、地域の各種団体から構成される運営委員会と契約する方向で、関係団体等と協議を進める	・利用実態に応じた位置付けと契約のあり方について検討中	5件
	集会所	・土地:無償貸与 ・建物:自己所有 ・地域人権協会				
収益事業関係	診療所 共同浴場 理髪館	・土地および大阪市所有の建物は無償貸与 ・地域人権協会等が運営	・診療所等については、運営が可能となる運営主体(法人化)と契約 ・土地・市所有の建物とも有償化 ・土地は事業用定期借地	・18年度を目途に法人化および有償化の手続きを行う	・法人化及び有償化に向け協議中 ・うち2件は有償化済、1件は19年度より有償化予定 ・うち2件は施設用途廃止済	26件
	病院	・土地は大阪市所有、3年間に限り無償貸与	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以降、定期借地権設定契約 ・看護師寮は明渡し手続き	・事業譲渡後3年間に限り無償貸与、以降、定期借地契約を締結する	・病院敷地は事業譲渡後3年間無償貸与 ・看護師寮は明渡し手続き中	2件
福祉施設・事業関係	地域在宅サービスステーション その他福祉施設	・土地および大阪市所有の建物は無償貸与 ・運営法人	・土地については、無償貸与(但し、全市的に同種他施設が有償化されれば、同時期に有償化) ・建物が無償のものについては有償化	・土地については無償とする ・建物の有償化については、18年度中に結論を出す	・建物の有償化に向けて検討中	4件
指定管理施設/ 公的施設関係	人権文化センター	・地域人権協会事務所 ・目的外使用許可 ・100%減免	・指定管理業務用の事務スペースとする	・19年度より、指定管理業務用の事務スペースとする	・19年度より、指定管理業務用の事務スペースとするよう進めている	12件
		・部落解放同盟大阪府連 地域支部事務所 ・目的外使用許可 ・減免無し	・外部への移転	・19年度は新たな使用許可を行わないことを基本とする	・19年度は新たな使用許可を行わないことを基本に進めている ・1件は移転済	7件
	障害者会館	・指定管理建物内の施設	・外部への移転	・18年度中の移転を求める	・18年度末までの移転に向けて法人と協議中	2件
	大阪人権センター	・大阪府の建物あり	・大阪府と契約手続き中	・18年度中に契約を締結する	・契約締結に向けて大阪府と協議中	2件

b. 建物・用地等の使用貸借等について(2/2)

分類	利用状況	平成18年7月現在の状況	調査・監理委員会の提言	方針	進捗状況	件数
産業振興施設	工場アパート 資源再生共同作業所 商業施設 購買施設 生協施設	・賃貸借契約(有償) ・賃料改定が途中段階のものがある	・同種施設の賃料相当額を設定 ・最終賃料まで計画的に賃料改定	・賃料改定が未実施のものは19年度から実施する ・賃料改定が途中段階のものは、通増計画に基づき、最終賃料まで計画的に改定を行う	・19年4月からの賃料改定に向け協議中 ・うち5件は最終賃料に改定済、3件は賃料改定契約済	21件
	大阪皮革産業会館	・土地建物とも無償貸与 ・市の運営費負担はなし	・契約更新時(19年度まで契約あり)に契約の見直し (皮革関連産業の振興拠点)	・現在の契約期間が満了する19年度末までに、契約方法などについて決定する	・他施設の土地建物使用事例も踏まえ、現在の契約について検証中	1件
その他	化製場	・土地は賃貸借、減免あり	・滞納の解消	・一括全額支払を前提として、今年度、返済計画について要請を行う	・土地賃貸料について支払督促済 ・返済計画等について文書で要請済	1件
利用実態の解消を行うもの			・期限を定めて明渡しを求める	・18年度末を目途に、明渡しを求める	・18年度末を目途に、明渡しを求めている ・2件は明渡し済、2件は合意済、1件は法的措置検討中	11件

b. 建物・用地等の使用貸借等について 合計 94件

注: 大阪市の財産区分により、普通財産の使用貸借の場合と行政財産の使用許可(使用料免除)の場合があるが、いずれも無償貸与と表記する

(3) 特別な優遇措置等

方針との整合性 ◎:平成18年度末で全ての見直しが完了するもの
○:平成19年度以降も一部見直しが残るもの
◇:平成19年度以降も引き続き見直しを行うもの

(3) 特別な優遇措置等

	局名	所管課	事項	今後の対応策	見直し状況	方針との整合性	備考
1	健康福祉局	保護課	生活保護出張相談・保護費支払	平成18年度中に廃止する	18年度中に廃止	◎	
2	健康福祉局	地域福祉課	各地域における各種大学奨学金制度の説明会等への本市職員の派遣(本市には奨学金制度はない)	平成18年度中に廃止する	18年度から廃止済み	◎	
3	健康福祉局	保育運営課	保育所における一泊保育事業	平成18年度末で廃止する	18年度末で廃止	◎	
4	健康福祉局	保育運営課	保育所の正規職員以外のアルバイト(保育士以外)配置	平成18年度末で通常のルールと異なる配置については廃止する	18年度末で廃止(通常のルールと異なる配置について)	◎	
5	健康福祉局	保育運営課	保育所の給食材料費の上積み	平成18年度9月末で上積みを廃止した	18年9月末で廃止(上積みについて)	◎	
6	健康福祉局	いきがい課	大国老人憩の家光熱水費	本市の光熱水費負担を廃止し、平成18年度中に老人憩の家としての運営助成に移行する	本市の光熱水費負担を廃止(18年度中に老人憩の家としての運営助成に移行)	◎	
7	健康福祉局	健康づくり推進課 感染症対策課	一部地域での基本健診・結核検診・がん健診	平成18年度末で廃止する	18年度末で廃止	◎	
8	健康福祉局	健康づくり推進課 感染症対策課	一部地域での巡回乳幼児健康診査・ポリオ予防接種	平成18年度末で廃止する	18年度末で廃止	◎	
9	健康福祉局	健康づくり推進課	一部地域での健康教育・相談	平成18年度末で廃止する	18年度末で廃止	◎	
10	健康福祉局	健康政策課	地区診療所への応援医師派遣	平成18年度末で派遣を廃止する	18年度末で廃止	◎	
11	ゆとりとみどり 振興局	管理課	仮設便所の設置 (浪速区内1か所)	本市では仮設便所を設置しない	18年度中に廃止	◎	
12	環境事業局	業務課	浅香・矢田共同作業場のごみ収集	本市の無料収集については廃止する	18年度末で廃止	◎	

	局名	所管課	事項	今後の対応策	見直し状況	方針との整合性	備考
13	住宅局	管理課	改良住宅の付帯施設として建設された店舗・作業所の使用料	本市改良住宅の全ての店舗・作業所を対象に、平成19年度中の使用料の改定に向け作業を進める	本市改良住宅の全ての店舗・作業所を対象に見直しが必要な賃料水準の低いものについて、19年度中の使用料改定に向け作業中である。	◇	
14	建設局	路政課	一部の自転車駐車場の管理員に係る優先雇用枠の設定	廃止済み	廃止済み	◎	

不適切な事務執行

	局名	所管課	事項	今後の対応策	見直し状況	方針との整合性	備考
15	健康福祉局	障害施設課	もと浪速第1温泉施設の活用	障害者のニーズを勘案し、平成18年度中に今後の活用方策について検討し、方針を出す	18年度中に今後の方針を出すべく、現在、活用方策について検討中	◇	
16	建設局	路政課	大国町・芦原橋自転車駐車場警備委託	平成18年度末で随意契約を廃止する	18年度末で随意契約を廃止	◎	
17	建設局	路政課	大国町自転車駐車場汚水・湧水槽清掃委託	平成18年度末で随意契約を廃止する	18年度末で随意契約を廃止	◎	
18	財政局	固定資産税課	大規模改修後の共同浴場に関する固定資産税の課税保留	課税保留していた共同浴場(12)は、課税に向けて調査作業中	調査の結果、11施設については課税済み(12月)、1施設については大阪市所有であることから非課税であることが判明。	◎	
19	財政局	主税課	法人所有地の固定資産税に関する徴収猶予	全額納付済み	全額納付済み	◎	

2 政策的な課題の解消について

方針との整合性 ◎:平成18年度末で全ての見直しが完了するもの
○:平成19年度以降も一部見直しが残るもの
◇:平成19年度以降も引き続き見直しを行うもの

2 政策的な課題の解消について

	項目	方針	見直し状況	方針との整合性	備考
1	学校における職員配置の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理作業員 いわゆる旧同和教育推進校における管理作業員については、全市的基準を超える10名について、平成19年度末までに配置を見直す。 このことと並行して、引き続き管理作業員の総数の縮減に努めていく。 ・ 給食調理員 いわゆる旧同和教育推進校における給食調理員については、全市的基準を超える54名について、平成19年度末までに配置を見直す。 ・ また、リフト配置の学校、食堂を有する学校における施設・設備等に対応するための加配42名については、廃止や嘱託化など、平成18年度中に配置基準の見直しを行い、平成21年度末までに配置の適正化を図る。これらのことと並行して、引き続き給食調理員の総数の縮減に努めていく。 ・ なお、中学生の昼食については、今後、中学生の昼食事業の試行を実施している2校と、今年度から新たに設ける公費をかけない弁当販売校について、それぞれの状況等の精査・検証を加えながら、12月中に中間集約を行うとともに、関係校のヒヤリング調査なども実施し、教育委員会事務局に設置している「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において、保護者負担の公平性はもとより教育的効果の観点から精力的に検討を行うなど、総合的に議論を行い、議会での意見を踏まえて、12校での給食のあり方を含め、平成18年度末までに昼食の考え方をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理作業員 18年度末に5名の配置を見直す 19年度末に5名の配置を見直す ・ 給食調理員 18年度末に27名の配置を見直す 19年度末に27名の配置を見直す <p>19年1月以降、関係学校長にヒアリングを行い、業務のあり方や業務量を精査し、必要性の検討を行っており、18年度中に配置基準の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18年12月に、中学生の昼食事業の試行校2校と、公費をかけない新たな弁当販売校3校の全生徒及び保護者を対象に、学校での昼食の状況や弁当販売の評価等を把握するためにアンケート調査を実施。校長及び業者に対するヒアリングの結果も含め、中間集約を取りまとめる。 ・ 19年2月に、中学校給食を実施している12校の校長ヒアリング等を行い、併せて家庭弁当の不持参状況等について、市内中学校を抽出しアンケート調査を行う。 ・ 「昼食のあり方研究会」で鋭意議論を重ね、議会での意見を踏まえて18年度末までに考え方をまとめる。 	○	

2	青少年会館の管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市立青少年会館条例」は、平成18年度末をもって廃止する ・ 青少年会館においてこれまで実施してきた不登校など課題を抱える青少年に対する相談や居場所づくり 青少年体験学習 若年層職業観育成・社会参加支援の事業は、本市の青少年施策に位置付け、「こども青少年局」所管の事業として、平成19年度以降同館に拠点を限定することなく、中央青年センター、総合生涯学習センターや市民学習センター、区民センターや子ども・子育てプラザ等を積極的に活用するなどして、全市的展開に向け、その拡充を図ることとし、事業手法を含め平成19年度予算に反映する。 ・ その他の事業については、廃止する。 ・ また、現在の青少年会館施設については、体育館やグラウンド等のうち、規模、内容が一般スポーツ施設として活用できるものについては、市民利用の一層の促進を図るべく条例に位置付けるとともに、公募による指定管理者制度を導入のうえ、派遣職員を引き上げることとする。その他の体育施設についても、適切な管理のあり方を検討する。なお、プール施設については廃止する。 ・ その他施設については、子育て支援などのグループ・サークル等による自主的な活動をはじめ、多目的な各種事業の実施場所として幅広く活用する。 ・ 条例改正については、施設機能の精査・利用料金等の検討、指定管理のタイムスケジュール確保等を勘案し、平成19年度中にその手続きを行う。 なお、平成19年度に限り、現行の青少年会館は普通財産として暫定的に管理することとし、市民の幅広い利用に供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18年度末で条例の廃止。 ・ 左記の3事業は、19年度より、全市的展開をはかるため、19年度予算（案）に反映。 ・ その他の事業は廃止。 ・ プール施設については、18年度末で廃止。 ・ 19年度は暫定期間とし、引き続き体育館等を市民グループ等の利用に供するとともに、会議室等についても、貸出しと本市事業での利用を行い、幅広い活用を図る。 ・ 20年度以降については、「市民の幅広い利用に供する」とする方針の趣旨をふまえ、19年度中に適切な管理方法を検討する。 	○	
3	保育所における職員配置	<p>同和保育所にのみ配置してきた人権保育推進担当保育士、子育て家庭支援推進担当保育士、就学前教育推進担当保育士については、平成18年度末をもって廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18年度末で廃止 	◎	

4	地域老人福祉センター管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域老人福祉センターについては、公の施設としては廃止し、一定の高齢者が日々利用しているため、施設の有効活用を図る観点から高齢者の自主的な活動の場として引き続き利用に供するとともに、高齢者だけでなく広く市民が利用できるよう多機能・多目的な利用形態等について検討を行い、平成19年度予算に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度末で条例施設としては廃止するが、高齢者の自主的な活動の場として利用に供するとともに、広く市民が利用するための多機能・多目的な利用形態等について、地域のニーズや特性を勘案しつつ検討を行い、効果的・効率的で自立的な運営に取り組む。 ・しかしながら、急激な利用形態や運営形態の変化は、利用者の不安を招くことから、平成19年度については、円滑な事業の移行に向けて、暫定的に経過措置を設ける。 	○	
5	障害者会館管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の指定期間が平成19年度末で終了することから、(1)公の施設として指定管理者の選定を行う場合は公募とする。(2)民間法人へ移管する。の2案について、障害者会館で実施している各種相談事業等を検証・検討し、平成18年度中に障害者会館の今後の方針について明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年12月に、障害者会館のあり方を検討する場を設置し、障害者会館で実施している事業の検証・検討(理学療法士・作業療法士派遣事業を含む)を進めており、18年度中に方針を出す。 ・検討にあたっては、障害者福祉に関する学識経験者や障害者団体代表、障害者会館関係者及び利用者の意見も聴きながら進めている。 	◇	
6	ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい人権住宅については、募集対象区域を市域全体に拡大することとし、また、名称についても廃止し、平成19年度から啓発を図りながら実施する。なお、18年度は準備期間とし、従来方式での募集は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集対象区域を市域全体に拡大し、ふれあい人権住宅の名称を廃止し、19年度から啓発を図りながら募集を実施する具体的内容を検討中。 	○	

7	未利用地等の管理および駐車場の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市人権協会に委託している未利用地等（駐車場として管理運営しているものを含む）については、今後、策定する全市的な未利用地等の活用・処分方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・住宅付帯駐車場および未利用地以外の高架下を活用した駐車場の管理については、今後示す予定の全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。なお、住宅付帯駐車場の使用料金については、平成19年度には他の市営住宅における付帯駐車場と同額となるようにする。それまでの間、管理経費の透明性を最大限確保するとともに、一層の効率的な運営を図り大阪市への納付金の大幅な増額を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、全市的な未利用地等の活用・処分方針策定作業が進められているところであり、その方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていく。それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。 ・住宅付帯駐車場および未利用地以外の高架下を活用した駐車場の管理については、全市的な駐車場の管理運営の方向性に基づき見直していくこととする。 ・市営住宅付帯駐車場の料金改定に17年度から着手し19年度中に完了する。 ・18年度から、現地における管理経費の透明性を最大限確保することにより、管理経費を大幅に削減し、料金改定とあわせて市への納付金の増額に取り組んでいる。 	○	
8	人権文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・東淀川区内の南方・日之出・飛鳥人権文化センターの3館については、統合の方向で検討を進め、平成19年秋頃までに結論を出す。 ・平成22年度からの次期指定管理期間に向けて、現下の厳しい財政状況に鑑み、また利用状況も比較的低調であることから、建替えを行わないことを前提に、機能・施設のあり方を抜本的に見直す方向で、今後、精力的かつ総合的な検討を進め、平成20年度末を目途に結論を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度において、引き続き派遣職員を引き上げる予定。 ・東淀川区内の3館について利用状況等の分析や課題整理を進めている。 ・次期指定管理期間に向けて、20年度末をめどに結論を出す 	◇	
9	大阪市人権協会等の職員の雇用問題	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業の見直しに伴って生じる大阪市人権協会等の職員の雇用問題については、プロジェクト委員会から指摘されている事項について配慮するとともに、当該団体と協議して進める。 	<p>雇用問題解決に向けての暫定的な雇用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権協会の自助努力による雇用 ・人権文化センターの派遣職員の引き上げに伴う充当雇用 ・委託事業の引継ぎに伴う、当該事業受託団体への人権協会からの派遣 ・暫定事業での雇用 <ul style="list-style-type: none"> ・3年間に限定して雇用に配慮する。 ・再就職ステップアップ制度を1年に限り支援する。 	○	